

日本学術会議法の改正にあたって（見解）

(昭和59年1月19日)
（第92回 総会）

日本学術会議は、日本学術会議法の改正にあたって從来からの経緯をふまえ、今後とるべき基本的態度について下記の見解を表明する。

本会議は、今期の当初において、改革問題を最も重要な課題として取り上げ、改革委員会を設置して銳意その検討に力を傾けてきた。その結果自主改革の要綱（以下「要綱」という）が、1982年10月第86回総会において、圧倒的多数の会員の賛成をえて採択され、本会議は、その実現のための法改正を政府に要望した。

これに対し、当時の総理府総務長官は本会議とは別な立場から「政府から独立した國の審議機関」等では、「要綱」の路線を受け入れながらも、その重要な柱である会員の選出方法については公選制を廃して、学・協会からの自主的推薦制を骨子とするいわゆる長官試案（以下「試案」という）を提案した。

本会議は改革委員会において「試案」について検討した上で、1983年2月第87回総会において、重ねて「要綱」の公選制の原則の実現を政府に要望した。その後政府との協議が続けられたが、政府当局は「試案」を基礎にした「日本学術会議法の一部を改正する法律案」（以下「法案」という）を作成し、これを第98回国会に提出した。

本会議は1983年5月第89回総会において、本法案が日本学術会議の将来に極めて重要な影響を与えることを自覚し、本会議の自主改革の観点からみて、とくに重要と思われる問題点を指摘し、国会がわれわれの意のあるところを十分汲みとることを要望する「声明」を採択した。

本法案は第98回国会において、参議院で可決されたが、衆議院文教委員会においては時間切れ継続審査となった。この時点ですべては本会議は「声明」の指摘した問題点をさらに具体的に検討し、その結果をふまえて会長は本法案について国会での慎重審議を重ねて要望した。しかし、第100回国会において、1983年11月28日本法案は一部修正の上可決されるに至った。

われわれは、「要綱」の公選制の原則が政府、国会のレベルで受け入れられなかったこと、「法案」を前提としても慎重な審議がつくされたとはかならずしも

言いがたいこと、多くの有権者や学・協会の意見が聴取されるに至らなかつたこと、さらに第13期会員選挙が途中で中止され、有権者や立候補者の権利が奪われたこと、について遺憾の意を表明せざるをえない。

しかしながら、新法の成立に伴い状況が変化した以上、われわれは、今後、この新しい事態に対処せざるをえない。本会議が社会的に責任を負っている恒常的仕事を引き続き遂行しなければならないが、これに加えて第13期以降の本会議の新しい体制をつくり出すというきわめて重要な課題をわれわれは遂行しなければならない。その際、新法のわくの中に本会議本来の精神を盛り込むように努めることが重要である。

この新しい課題の遂行は、かつてわれわれが指摘したような多くの困難な問題を含んでいる。われわれは、新法によって定められた期限内にその困難な問題に対処しなければならないという厳しい事態に当面している。しかし、学・協会推薦制になつても、本会議の存在が日本の科学の発展のために今後も重要な役割を果たすことを期待するならば、われわれはあえてこの事態を乗り越えなければならない。

本法公布後施行までに1年以内という短かい期間内に以上の課題を果たすためには、それを遂行する態勢と条件を整える必要がある。推薦制の諸手続のうち、規則についてはわれわれが自主的にこれを策定しなければならない。また政令の制定にあたっては、政府が本会議の意向を尊重しつつ本会議と十分に協議されることを要望する。さらに新法の施行の準備に必要な予算措置を講じることは不可欠であるので、その点の考慮をあわせて政府に強く要望する。

ここに有権者各位に対し、本会議への御支援を深謝するとともに、今後とも、日本の科学の発展のために積極的な御協力を切望する。

とくに会員選出の新しい母体たる学・協会は、今後の本会議の活動にとって、これまで以上に重要な役割を果たすことになる。われわれは、学・協会と十分に連絡し、学・協会の主体性、自主性を尊重しつつ多くの困難にかかわらず、科学者の総意を反映できるような制度をつくる努力をするつもりである。学・協会及びそれを構成する日本のすべての科学者が、望ましい制度の実現のために積極的に協力されることを強く望むものである。